

原子力発電所事故に伴う福島県における 雇用機会の拡大及び経営支援等への取組

平成 23 年 5 月 23 日
経 済 産 業 省
厚 生 労 働 省
福 島 県

東日本大震災に加え、原子力発電所事故が発生したことにより、他の被災地域に比べ長期間にわたり甚大な影響が懸念される福島県の雇用問題に対処するため、経済産業省、厚生労働省及び福島県は、連携して以下の諸施策を実施し、被災企業の経営支援や被災した方々の雇用機会の拡大等に取り組むことを確認した。

これらの措置を講じることにより、福島県内で約 2 万人の雇用を創出することを目指す。

1. 福島県における雇用創出の取組

(1) 重点分野雇用創造事業

重点分野雇用創造事業を活用し、被災した方々に対し新たに 8 千人の雇用の場を創出する。

(2) 産業界への要請

経済産業省、厚生労働省及び福島県の連名により、製造業、商業などの産業界に対し、地元雇用等の要請を実施する。

2. 中小企業団体等による雇用機会の創出

- ① 『「日本はひとつ：がんばろう福島県」しごと協議会』を中心に、福島県や国の出先機関、関係団体が連携して、引き続き生活支援から効果的な就労支援までを一体的に実施する。
- ② 福島県の被災した方々に数多くの雇用機会を提供するため、日本商工会議所の協力を得て、合同就職説明会を年内に 5 回を目処に福

島県内で開催する。

- ③ ハローワークでは、寮・社宅付き求人や被災した方々を積極的に雇い入れる求人の確保に努めるとともに、避難所等への出張相談を実施する。
- ④ 県内企業と被災した方々とのマッチングを支援するため、ハローワークに加え一定の要件を満たす商工会等において、被災者雇用開発助成金を活用しつつ、無料職業紹介事業を実施する。
- ⑤ 福島県の若年者を対象として、全国中小企業団体中央会の協力を得て、新卒者就職応援プロジェクト（インターンシップ）事業を特別に（千人枠）実施する。

3. 福島県内に所在する企業に対する事業継続支援を通じた雇用確保

原発周辺地域に立地する企業に対して、金融支援措置等個別企業のニーズに即した支援を迅速に実施する。

（1）事業継続のための金融支援等

- ① 原子力発電所の被災区域から移転を余儀なくされる中小企業等が、福島県内の移転先において事業を継続・再開、雇用を維持するために必要な事業資金を、長期、無利子・無担保で融資する制度を創設する。（6月1日から融資申請受付開始）
- ② 東日本大震災又は原子力発電所の事故による被害を受けた中小企業等を支援するため、国の「東日本大震災復興緊急保証制度」と連携し、福島県中小企業制度資金において「ふくしま復興特別資金」を創設するとともに、貸付後3年間の利子補給を行う。
- ③ できるだけ多数の原発周辺立地企業に対して、事業継続に有用な施策の説明、情報の提供を直接に行うとともに、中小企業支援ネットワーク強化事業等を活用して、原発事故に伴い移転を余儀なくされた企業等の要請に合わせた中小企業支援専門家を派遣する。

（2）事業継続のための事業環境の改善

- ① （独）中小企業基盤整備機構が、立地市町村の協力を得て、県内に

において6月までに先ず4市町村6箇所で、仮設店舗・工場等の整備に着手し、今後必要な拡大を図る。

- ② 福島県の事業者からの要請に応じ、福島県ハイテクプラザ、ポリテクセンター福島における放射線量測定等の技術相談に加え、南相馬市における測定体制を整備する。
- ③ 6月以降、(独)中小企業基盤整備機構等が開催する展示会等で、福島県産の食品・製品の販路開拓支援を積極的に実施する。

(3) 雇用調整助成金や雇用保険の特例

被災地域の特性をも踏まえて強化した雇用調整助成金・雇用保険失業給付の特例により、事業活動の縮小した企業の雇用維持や休業を余儀なくされた被災した方々の支援を行う。

4. 福島県の雇用支援のための更なる取組

今後、地域資源活用・農商工等連携支援事業を積極的に展開するとともに、新規企業誘致に繋がる取組や、地域の雇用機会の創出に繋がるプロジェクトの実施を目指す。